

一 全国労働組合会議開催ニ関スル件

本議案ハ最も重要ナル影響ヲ及ビニル方面ニ
轉フルヲ以テ最も慎重ニ審議スル爲メ各労働
団体ノ隔意ナキ意見ヲ交換シ満場一致同意
ナルヲ解シ上運動方針ニ対シ討議スベキデア
ルトシテ各委員ハ緊張シテ討論ニ移ル

徳田委員ノ提案

議事ニ先テ前委員会ニ於テ保留セル失業問題
題ニ関スル議案ヲ討議センコトヲ提議シタルモ
種々討論ノ結果本議案修了後ニ於テ協議
スルコトニシタ

後徳田委員ノ報告

本議案ノ討論ニ先テ総聯合ハ本日止ニ得ザル
事情ノタメ欠席スルノ通知アリソレト同時ニ本議
案ハ重要ナルヲ以テ総聯合トシテハ労働統聯合
中央執行委員会ノ了解ヲ得ル必要アルヲ以テ
本議案ニハ賛成スルモ今直ニ賛意表示ニ難

キ旨ノ通知ヲシタ事ヲ報告シタ

総聯合ノ通知ニ際シ如何ニ爲スベキヤ種々討論ノ
結果事後承諾ヲホムル意味ニ於テ本案ノ討論
ニ入ルコトニシタ

中山委員

本日議案ニ対シテ実行委員会ヲ構成スル必要
ガアルト各委員ノ了解ヲホム

内田委員

実行委員会ヲ構成スルコトノ賛否ヲ汲セントスル
以前ニ先ヅ実行委員ノ権限範囲ヲ協議シル上
ニテハ賛成スル能ハズト述べテ後本運動ニ
対シテハ慎重ニ考慮シ先ヅ本組合会議ニ加
ニ於テモ隔意ナキヲ期スル爲メ十ニテ解ヲ得ル
コト及全国組合会議開催提唱ニハ先ヅ地方
的組合会議ヲ結成セシムベク努力スルコトヲ必要
トスルトテ前委員会ニ於テ此持論ヲ重トテ